

仕 様 別 紙

1頁

件 名	浅川スポーツ公園グラウンド修繕																														
概要	<p>1. 目的 浅川スポーツ公園グラウンド東側に防球ネットを設置し、ボールの飛び出しを防止する。</p> <p>2. 期間 契約の翌日から令和6年10月31日まで ※令和6年7月29日～9月13日にて実施すること。 ※現場作業についてはグラウンド管理者及び市職員と調整して決定すること。</p> <p>3. 場所 浅川スポーツ公園グラウンド（日野市万願寺5-3-7） 別紙参照</p> <p>4. 修繕内容 浅川スポーツ公園グラウンド東側に防球ネット（H=14.75m（下部5.0mあき）L=40.0m）を設置する</p> <table border="0"> <tr> <td>（1）プラ敷板設置</td> <td>264㎡（t13×1200×2400 広場・グラウンド内）</td> </tr> <tr> <td>（2）搬入口撤去・復旧</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>（3）コンクリートポール設置</td> <td>5本（18-22-1500）</td> </tr> <tr> <td>（4）根枷取付</td> <td>5組</td> </tr> <tr> <td>（5）ジョイントビーム設置</td> <td>2本（直径139.8×4.5×10.0m）</td> </tr> <tr> <td>（6）装柱金具・ワイヤー・ネット設置</td> <td>386㎡（高強力・高耐候性ポリオレフィン660t×26本×45mm目）</td> </tr> <tr> <td>（7）防護マット設置</td> <td>5本（H2.0 t=40）</td> </tr> <tr> <td>（8）ポール部廻り復旧</td> <td>5か所</td> </tr> <tr> <td>（9）交通誘導員</td> <td>必要数</td> </tr> </table> <p>5. 留意事項</p> <p>（1）作業中に不測の事態が発生した場合は、的確に処理するとともに、遅滞なく担当者に連絡する事。</p> <p>（2）本修繕において発生した残土や産業廃棄物は適切に処分を行い、必要に応じて manifests の写しを提出する事。</p> <p>（3）修繕の実施にあたり令和6年6月に近隣住民への説明会の実施を予定している。（計2回）その際には、説明会への出席及び施工内容が分かる資料の作成等を行うこと。</p> <p>6. 提出書類</p> <table border="0"> <tr> <td>（1）修繕着手届</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>（2）修繕工程写真</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>（3）産業廃棄物管理票の写し</td> <td>1部 ※必要に応じて</td> </tr> <tr> <td>（4）材料承認届</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>（5）修繕完了届</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>（6）その他指示するもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>7. 支払い条件 （1）完了後一括払い</p> <p>8. 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>1）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</p> <p>2）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。</p> <p>3）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報</p>	（1）プラ敷板設置	264㎡（t13×1200×2400 広場・グラウンド内）	（2）搬入口撤去・復旧	1式	（3）コンクリートポール設置	5本（18-22-1500）	（4）根枷取付	5組	（5）ジョイントビーム設置	2本（直径139.8×4.5×10.0m）	（6）装柱金具・ワイヤー・ネット設置	386㎡（高強力・高耐候性ポリオレフィン660t×26本×45mm目）	（7）防護マット設置	5本（H2.0 t=40）	（8）ポール部廻り復旧	5か所	（9）交通誘導員	必要数	（1）修繕着手届	1部	（2）修繕工程写真	1部	（3）産業廃棄物管理票の写し	1部 ※必要に応じて	（4）材料承認届	1部	（5）修繕完了届	1部	（6）その他指示するもの	
（1）プラ敷板設置	264㎡（t13×1200×2400 広場・グラウンド内）																														
（2）搬入口撤去・復旧	1式																														
（3）コンクリートポール設置	5本（18-22-1500）																														
（4）根枷取付	5組																														
（5）ジョイントビーム設置	2本（直径139.8×4.5×10.0m）																														
（6）装柱金具・ワイヤー・ネット設置	386㎡（高強力・高耐候性ポリオレフィン660t×26本×45mm目）																														
（7）防護マット設置	5本（H2.0 t=40）																														
（8）ポール部廻り復旧	5か所																														
（9）交通誘導員	必要数																														
（1）修繕着手届	1部																														
（2）修繕工程写真	1部																														
（3）産業廃棄物管理票の写し	1部 ※必要に応じて																														
（4）材料承認届	1部																														
（5）修繕完了届	1部																														
（6）その他指示するもの																															

仕 様 別 紙

件 名	浅川スポーツ公園グラウンド修繕
概 要	<p>告体制も整備すること。</p> <p>9. 環境負荷低減の取組みについて</p> <p>1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。</p> <p>一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。</p> <p>このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。</p> <p>①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <p>2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。</p> <p>ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</p> <p>10. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務</p> <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和2年4月施行）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <p>1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。</p> <p>このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。</p> <p>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>11. 内部通報制度</p> <p>1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。</p> <p>なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>12. 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p> <p>14. その他</p> <p>本契約に定めのない事項、または、この契約の履行につき、疑義を生じた場合は、市及び受注者双方で協議するものとする。</p>

仕様別紙

件名	浅川スポーツ公園グラウンド修繕
概要	<p>15. 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場での作業については、作業進捗状況を市担当職員へ適宜報告すること。 ・契約後、速やかに現場を十分調査し、市担当職員及び施設管理者と作業工程、作業内容、作業時間等について詳細な打合せを行なうこと。 ・受注者は、施設利用者、職員、通行者、近隣住民への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。 また、車両の搬出入については事前にルートを確認を行い誘導員を配置の上、作業を行うこと。 ・修繕期間中、騒音・振動等に十分注意すること。 ・臭気等の発生の恐れがある作業を施工する場合は、周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。 ・作業の実施に際し、必要な機器・消耗品は受注者負担とする。 また、やむを得ず既存の配管や設備等を移動・撤去する場合は市担当職員及び施設管理者と協議の上受注者負担にてそれを行い、作業後は速やかに原形復旧するものとする。 ・修繕で発生した廃棄物は受注者の責任において適切に処分すること。 ・修繕関係者（下請負の作業員も含む）は、腕章等を必ず着用すること。 ・既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行うこと。 ・発生材の処理にあたっては、関係法令を遵守し、受注者の責任において適正に行うこと。 ・当該建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において修繕完了期日までに原形復旧するものとする。 ・修繕に使用する資機材・材料・車両は、敷地内であっても所定の位置以外に放置及び駐車はしないこと。 ・仕様書等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず市担当職員と協議するものとする。 ・設計趣旨上、機能上必要とされるものについては仕様書・図面に記載がなくとも施工すること。 ・各修繕工程写真を整理し、修繕完了届と共に提出する。なお、写真の撮影位置がわかるよう位置記載をした図面を添付すること。 ・特記なき仕様は「東京都建築工事標準仕様書」「東京都電気設備工事標準仕様書」「東京都機械設備工事標準仕様書」の最新版によること。 ・使用材料は事前に、カタログ・見本等を市担当職員に提出し承諾を得なければならない。 ・法令に基づく届出は、受注者の責任において適正に行うこと。